

事務連絡
平成29年4月3日

各都道府県市町村担当課 御中

総務省自治財政局地方債課

平成29年度における地方財政法に基づく地方債に関する
法定受託事務の処理基準

地方財政法（昭和23年法律第109号）第30条の3、第33条の5の7第7項及び第33条の8第5項に規定する法定受託事務（都道府県知事が市町村（指定都市を除き、特別区を含む。以下同じ。）から申出を受けた協議、市町村から受けた届出及び市町村に対して行う同意又は許可）を処理するに当たりるべき基準（地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第1項の規定に基づく基準をいう。）は別紙のとおりですのとお知らせします。

(別紙)

平成 29 年度における地方財政法に基づく
地方債に関する法定受託事務の処理基準

第一 地方債の協議又は許可に関する事項

一 一般的事項

- 1 地方債の協議又は許可申請（以下「協議等」という。）に対し、同意又は許可（以下「同意等」という。）を行う場合においては、総務大臣に協議を行い、その同意を得ることが必要であるが、当該事務の処理に当たっては、地方財政法（昭和 23 年法律第 109 号。以下「地財法」という。）、地方財政法施行令（昭和 23 年政令第 267 号。以下「地財令」という。）、地方債に関する省令（平成 18 年総務省令第 54 号。以下「省令」という。）、平成 29 年度地方債同意等基準（平成 29 年総務省告示第 139 号。以下「同意等基準」という。）、平成 29 年度地方債計画（平成 29 年総務省告示第 140 号。以下「地方債計画」という。）、平成 29 年度地方債充当率（平成 29 年総務省告示第 141 号。以下「地方債充当率」という。）、平成 29 年度地方債同意等基準運用要綱（平成 29 年 4 月 3 日付け総財地第 114 号、総財公第 45 号、総財務第 48 号、総務副大臣通知。以下「運用要綱」という。）に基づくこと。
- 2 地方債の同意等に関する地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 250 条の 3 第 1 項に規定する通常要すべき標準的な期間は、協議から同意まで、又は許可申請から許可まで、おおむね 1 か月とし、当該年度末までに同意等が行われるものとすること。
- 3 市町村との協議等に係る地財令第 2 条第 2 項又は第 21 条第 2 項に定める期間は、原則として、次に定める範囲内で、各都道府県知事が定めるものとすること。
 - (1) 通常の場合の協議等にあっては 9 月まで
 - (2) 国の補正予算等による地方負担額の増その他事業費の増等に伴う追加の協議等にあっては当該年度末まで
 - (3) 早期協議等を要するものにあっては隨時
- 4 都道府県知事は、協議の申出又は許可申請を受けた地方公共団体が、地財法第 5 条の 4 第 1 項第 3 号に該当すると知ったとき又は同項第 4 号から第 6 号までに該当するおそれがあると認めるときは、速やかに総務大臣に報告すること。
- 5 市町村から、簡易協議等手続の対象とならない地方債（国の予算等貸付金債等を除く。）の協議等があった場合には、直ちにその旨を総務大臣に通知するとともに市町村との協議等に当たっての対応方針を協議すること。

また、協議等があった日から 2 週間以内に、市町村との協議結果を踏まえ、当該地方債の発行に関する都道府県知事の意見を付して、処理案を総務大臣に協議すること。この場合において、次の点に留意すること。

 - (1) 市町村の協議等は、当該地方債に係る起債協議書又は起債許可申請書（以下「起債協議書等」という。）を都道府県知事に提出して行われるが、総務大臣への協議については、当該起債協議書等に都道府県知事の処理案及びその理由並びに協議の経過を付して行うものとすること。
 - (2) 市町村が協議団体である場合の協議については、次によること。

ア 当該地方債の発行について同意することが適當であると認める場合には、その理由と協議の経過を付して、同意相当として総務大臣に協議するものとすること。

イ 当該地方債の発行について同意することが適當ではないと認める場合には、その理由と協議の経過を付して、市町村の地方債の発行について書面で述べる意見（同意できない旨とその理由）を、総務大臣に協議するものとすること。

ウ 市町村への都道府県知事の同意又は意見は、総務大臣との協議において同意を得てから行うこと。

(3) 市町村が許可団体である場合の許可申請については、地方債計画において予定された地方債に限り許可すること。

(4) 総務大臣への協議に当たっては、同時に都道府県知事は財務事務所（財務局）に対して起債協議書等の写しを送付するものとすること。

二 簡易協議等に関する手続

同意等基準及び運用要綱に基づき、地方債の協議等に関する手続については、協議等の事務の円滑化及び簡素化等の観点から、地方債計画で予定された地方債の協議等については簡易協議等手続によることとしているが、その具体的な取扱いは、次のとおりであること。

1 都道府県知事は、次に定めるところにより協議等を行うものとすること。

(1) 都道府県知事は、原則として、6月末までで別に定める日までに市町村分の地方債に係る起債協議等予定額一覧表を総務大臣に提出するものとし、併せて同一覧表の写しを財務事務所（財務局）に送付すること。

(2) 都道府県知事が起債協議等予定額一覧表を総務大臣に提出するに当たっては、原則として、財務事務所（財務局）の市町村ヒアリングに代えて、都道府県の市町村担当課が財務事務所（財務局）の行うヒアリングにおいて、説明を行うものであること。

(3) 財務事務所（財務局）の都道府県ヒアリングの対象は、市町村が財政融資資金の充当を希望する事業の財源として発行する地方債（補助裏債及び臨時財政対策債を除く。）を対象とするものであること。

(4) ヒアリング日程等については、財務事務所（財務局）と協議の上、適切に対処するものとすること。この場合において、都道府県からのヒアリングの状況により、特に必要が生じた場合に限り、財務事務所（財務局）は市町村に対し直接説明を求めることとされているので、手続の簡素化の趣旨を踏まえ、都道府県の市町村担当課において、財務事務所（財務局）への適切な説明に努めること。

(5) 都道府県知事は、各地方公共団体の地方債計画の事業区分ごとの起債協議等予定額の総額等に基づき、あらかじめ、総務大臣が、原則として、7月末までに各市町村の属する都道府県ごとに定めて通知する事業区分ごとの同意等予定額（地財法第5条の3第1項の規定により協議を要する地方公共団体又は公営企業に係る同意予定額及び地財法第5条の4の規定により許可を要する地方公共団体又は公営企業に係る許可予定額をいう。以下同じ。）の範囲内において、市町村ごとに同意等予定額を定めて、総務大臣に協議し同意を得た上で、市町村に通知すること。

(6) 都道府県知事は、市町村ごとの同意等予定額について総務大臣に協議を行う際には、事前に同意等予定額一覧表の写しを財務事務所（財務局）に送付し、財政融資資金の充当の調整

を行った上で、同一覧表を総務大臣に提出するものとすること。

(7) 補助裏債とは、次のものをいうものであること。

ア 公共事業等債

イ 公営住宅建設事業債（補助事業等の対象事業費の財源として発行するもの。）

ウ 災害復旧事業債（補助災害復旧事業及び直轄災害復旧事業の地方負担額の財源として発行するもの。）

エ 学校教育施設等整備事業債（義務教育施設の整備事業に限る。）

オ 一般廃棄物処理事業債（補助事業の地方負担額の財源として発行するもの。ただし、当該事業に伴って行う建屋、門、さく、へい等の事業費及びこれらの事業に係る設計監督費を含む。）

カ 一般補助施設整備等事業債（補助事業の地方負担額の財源として発行するもの。）

キ 辺地及び過疎対策事業債（補助事業の地方負担額の財源として発行するもの。）

ク 公営企業債（補助事業の地方負担額の財源として発行するもの。ただし、簡易水道事業の補助事業に係る継ぎ足し単独事業（事務所又は倉庫以外の事業に限る。）及び市場事業の補助事業に係る継ぎ足し単独事業にあっては、当該単独事業費の補助分に対する割合が20%以内のものを含む。）

(8) 市町村から同意等予定額の範囲内において行われる協議等については、都道府県知事は速やかに同意等を行うものとすること。

2 国の補正予算等による地方負担額の増その他事業費の増等に伴う追加の協議等の手続に関しては、上記の手続に準ずるものとし、関係書類の提出時期等については、別に通知するところによるものとすること。

3 上記の手続に関し必要な書類の様式は、別に定めるものであること。

4 許可団体に係る許可手続については、下記の点に留意すること。

(1) 実質赤字額により許可団体となった市町村のうち、健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上である市町村以外の市町村については、適切な実質赤字額解消計画の策定を前提に許可を行うこととしているので、簡易協議等手続を行うに当たり同計画の内容を事前に確認すること。

(2) 実質公債費比率により許可団体となった市町村のうち、健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上である市町村以外の市町村については、適切な公債費負担適正化計画の策定を前提に許可を行うこととしているので、簡易協議等手続を行うに当たり同計画の内容を事前に確認すること。

(3) 健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上である市町村及び健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上となることが見込まれる市町村（健全化判断比率のいずれかが財政再生基準以上である市町村及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成19年政令第397号。以下「健全化令」という。）第10条第1項の規定に該当することにより財政健全化計画を定めることを要しない市町村を除く。）については、原則として、財政健全化計画の策定後に同計画の内容を確認のうえ許可を行うものとすること。

なお、財政健全化計画の内容を確認した場合においては、実質赤字額解消計画及び公債費負担適正化計画の内容を確認する必要はないこと。

- (4) 資金不足等による許可公営企業のうち、資金不足比率が経営健全化基準以上である許可公営企業以外の許可公営企業については、適切な資金不足等解消計画の策定を前提に許可を行うこととしているので、簡易協議等手続を行うに当たり同計画の内容を事前に確認すること。
- (5) 資金不足比率が経営健全化基準以上である許可公営企業及び資金不足比率が経営健全化基準以上となることが見込まれる許可公営企業（健全化令第20条第1項の規定に該当することにより経営健全化計画を定めることを要しない公営企業を除く。）については、原則として、経営健全化計画の策定後に同計画の内容を確認のうえ許可を行うものとすること。
- なお、経営健全化計画の内容を確認した場合においては、資金不足等解消計画の内容を確認する必要はないこと。

三 早期協議等に関する手続

- 1 市町村分に係る早期協議等手続については、簡易協議等手続による同意等以前に発行を予定している民間等資金債を対象とするものであること。
- 2 早期協議等においては、市町村は当該地方債に係る起債協議書等を都道府県知事に提出するものとし、都道府県知事は、総務大臣に協議の上、同意等を行うものとすること。この場合において、早期協議等による同意等を得て発行する地方債を財源としようとする事業については、簡易協議等において、確実に同意等予定額の対象となると見込まれる事業に限ること。
- 3 決算未提出期間に早期協議等を行う場合における協議団体等と許可団体等を判断する実質赤字額、実質公債費比率（前3年度の決算額により算出）、資金不足等については、当該年度の前年度の数値を用いることとされていること。
- 4 総務大臣への協議に当たっては、都道府県知事は財務事務所（財務局）に対して起債協議書等の写しを送付することとすること。

四 国の予算等貸付金債

- 1 国の予算等貸付金債の協議等は、原則として、簡易協議等手続と同スケジュールにより、国の各省庁等からの交付決定等に基づく額を同意等予定額と同様に扱って、速やかに、同意等を行うものであること。
- 2 国の予算等貸付金債については、財務事務所（財務局）のヒアリングは不要であること。

第二 地方債の届出に関する事項

一 一般的事項

- 1 地方債の届出がされた場合においては、当該届出を取りまとめ、総務大臣に報告することが必要であるが、当該事務の処理に当たっては、地財法、地財令、省令、同意等基準、地方債計画、地方債充当率、運用要綱、平成29年度地方債届出手続等について（平成29年4月3日付け地方債課事務連絡）に基づくこと。
- 2 決算未提出期間に届出手続を行う場合における協議を要しない地方公共団体又は公営企業を判断する実質公債費比率（前3年度の決算額により算出）、実質赤字額、連結実質赤字比率、将来負担比率、資金不足等については、当該年度の前年度の数値を用いることとされていること。

二 届出に関する手続

- 1 市町村の届出に係る地財令第17条第2項に定める期間は、原則として、当該地方債の条件

決定予定日の属する月（一般補助施設整備等事業債のうち特別転貸債分及び国の予算等貸付金債については、借入予定日の属する月。以下同じ。）の前月の 12 日までの範囲内（条件決定予定日の属する月が 4 月で、3 月 12 日までの範囲内で各都道府県知事が定める期間までに当該地方債に係る予算が成立していない場合にあっては、当該予算成立時点（3 月中に限る））で、各都道府県知事が定めるものとすること。ただし、条件決定予定日の属する月が繰越等により翌年度以降となる地方債の届出については、原則として、年度内である平成 30 年 3 月 12 日までの範囲内で各都道府県知事が定めるものとすること。

なお、各都道府県知事が当該期間を定める際には、地方公共団体の機動的な資金調達に資する観点から、都道府県又は指定都市等が総務大臣に届出を行う際の手続の期間を踏まえ、適切な期間を定められたいこと。また、条件決定予定日の属する月が異なる地方債について、当該地方債のうち直近に条件決定を予定している月の前月の 12 日までの範囲内で各都道府県知事が定める期間までに、あらかじめ届出をまとめて行うことも差し支えないこと。

- 2 都道府県知事は、届出をした地方公共団体が、地財法第 5 条の 4 第 1 項第 3 号に該当すると知ったとき又は同項第 4 号から第 6 号までに該当するおそれがあると認めるときは、速やかに総務大臣に報告するものとすること。
- 3 都道府県知事は、市町村から届出がされた場合は、市町村分の地方債に係る届出地方債一覧表に当該地方債が協議を受けたならば同意をすることとなると認められるものかどうかについての意見を付し、原則として、当該地方債の条件決定予定日の属する月の前月の 12 日まで（条件決定予定日の属する月が 4 月の場合にあっては、同意等基準の告示日）に総務大臣に報告するものとすること。ただし、条件決定予定日の属する月が繰越等により翌年度以降となる地方債の届出に係るものについては、原則として、年度内である平成 30 年 3 月 12 日までに総務大臣に報告するものとすること。
- 4 都道府県知事は、一般補助施設整備等事業債のうち特別転貸債分に係る総務大臣への報告に当たっては、同時に財務事務所（財務局）に対して届出地方債一覧表の写しを送付するものとすること。
- 5 総務大臣は、第 3 項の報告を受けた地方債のうち協議を受けたならば同意をすることとなると認めるに至らないものについては、原則として、当該地方債の条件決定予定日の属する月の前月の 25 日まで（条件決定予定日の属する月が 4 月の場合にあっては、同意等基準の告示日）に、その旨を都道府県知事に通知することとすること。ただし、条件決定予定日の属する月が繰越等により翌年度以降となる地方債の届出に係るものについては、原則として、年度内である平成 30 年 3 月 25 日までに、都道府県知事に通知することとすること。
- 6 都道府県知事は、前項の通知を受けた場合は、速やかに、この旨を当該地方債を届け出た市町村に通知するものとすること。
- 7 上記の手続に関し必要な書類の様式は、別に定めるものであること。